

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年厚生省・建設省令第一号）（抄）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公営住宅法第四十五条第一項の事業）</p> <p>第一条 公営住宅法（以下「法」という。）第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十項に規定する共同生活介護（次条において「共同生活介護」という。）又は同法第五条第十六項に規定する共同生活援助（次条において「共同生活援助」という。）を行う事業</p> <p>四（略）</p> <p>（法第四十五条第一項の者）</p> <p>第二条 法第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者で共同生活介護又は共同生活援助を行うもの</p>	<p>（公営住宅法第四十五条第一項の事業）</p> <p>第一条 公営住宅法（以下「法」という。）第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十項に規定する共同生活介護（次条において「共同生活介護」という。）又は同法第五条第十六項に規定する共同生活援助（次条において「共同生活援助」という。）を行う事業</p> <p>四（略）</p> <p>（法第四十五条第一項の者）</p> <p>第二条 法第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者で共同生活介護又は共同生活援助を行うもの</p>